

**第 2 1 警報設備**  
(危政令第 2 1 条)

**1 自動火災報知設備**

危省令によるほか、別添第 6 - 2 「警報設備に関する運用指針」の 1 による。

**2 非常ベル装置、拡声装置、警鐘**

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第 24 条第 4 項及び施行規則第 25 条の 2 第 2 項の基準の例により設ける。

**3 その他**

消防機関への報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。